

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(コミュニティ課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	八木南第1コミュニティ・ホームの廃止について	市が考える 市民等への影響	メリット ・公共施設等総合管理計画に合わせた公共施設の統廃合ができる。
名称	流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について		(デメリット ・特になし。
概要	第1コミュニティ・ホームを含む3コミュニティ・ホームは、八木南地区モデルコミュニティ事業として昭和46年に自治省のモデルコミュニティとして整備された施設であるが、建築後約40年が経過しており、老朽化が進み、市民に提供する環境が十分とはいえない状況にある。そこで、コミュニティ・ホームの今後の方向性について、平成26年9月より、各コミュニティ・ホームの利用者等で組織される八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会と協議の結果、第1コミュニティ・ホームを平成31年3月に廃止するものである。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等				・パブリックコメント 市民が利用する公共施設の一部を廃止するにあたり、幅広い市民から意見を聴取する必要があるため、場所や時間を拘束されないパブリックコメントを選択した。 ・意見交換会 パブリックコメント実施期間中に実施することによって建設的な意見交換会を実施することができるため。 ・その他(八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会との意見交換会) 第1コミュニティ・ホームを含む3コミュニティ・ホームの今後の方向性について、建設的な協議を行うため、実際に施設を利用している諸団体、地域の代表からなる各コミュニティ・ホーム運営委員会の代表からなる八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会と意見交換会を実施する。
	パブリックコメント手続	平成30年9月上旬から10月上旬	全市民	特に無し	
	意見交換会	平成30年9月21日、22日	全市民		
	公聴会				
	近隣地元説明会	平成30年7月14日	施設利用者、近隣自治会、運営委員会		
その他	平成26年9月～平成31年3月	八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会	意見交換会		

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度												平成30年度	
4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月
						←-----八木南第1コミュニティ・ホーム運営委員会-----→													
		八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会				←-----八木南第1コミュニティ・ホーム運営委員会-----→													
																		←-----パブリックコメント(9月～10月)-----→ 議案上程(12月) 意見交換会(9月) 近隣地元説明会(7月)	施設廃止

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント	平成29年9月1日	実施時期の変更: 地元(対策委員会等)の調整に時間を要するため	パブリックコメント	平成30年5月1日	地元の合意を得たことからパブリックコメントの実施時期を早めたため
意見交換会	平成29年9月1日	期間の延長: 地元(運営委員会等)の調整が必要なため	意見交換会	平成30年5月1日	パブリックコメントに合わせ、全市民向けの意見交換会を追加したため
その他	平成29年9月1日	期間の延長: 地元(対策委員会等)の調整が必要なため	その他	平成30年5月1日	近隣地元説明会を追加したため